

瀬戸市議会訓令第1号

瀬戸市議会図書室管理規程（平成19年瀬戸市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

瀬戸市議会議長 富田宗一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保管図書) 第2条 図書室に収集保管する図書は、次のとおりとする。 <u>ただし、当該図書が電磁的記録として公開され、容易に取得できるときは、この限りでない。</u> (1)から(6)まで <省略>	(保管図書) 第2条 図書室に収集保管する図書は、次のとおりとする。 (1)から(6)まで <省略>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。